

里山保全活動用資機材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県里山里海湖研究所（以下「研究所」という）が所有する資機材の、貸出しに関する必要な事項を定めるものとする。

(対象資機材)

第2条 貸出しの対象とする里山保全活動用資機材（以下「資機材」という）は、下表のとおりとする。

番号	品名	メーカー	形式	台数
(1)	ウッドチップパー	共立	KCM125DX	4台
(2)	薪割り機	ナカトミ	ELS-7T	4台
(3)	組立て式炭化炉	ファイテック ・タケダ	簡単スミヤケール N200	3台
			簡単スミヤケール N770	3台

(資機材の貸出拠点)

第3条 前条に記載の資機材の貸出拠点は、以下の地区に設定し、具体的な場所は別に研究所が定める。

番号	地区名	資機材名	台数
(1)	福井地区	ウッドチップパー	2台
		薪割り機	2台
		組立式炭化炉 N200	2台
		組立式炭化炉 N770	2台
(2)	丹南地区	ウッドチップパー	1台
		薪割り機	1台
(3)	嶺南地区	ウッドチップパー	1台
		薪割り機	1台
		組立式炭化炉 N200	1台
		組立式炭化炉 N770	1台

(貸出対象者)

第4条 資機材の貸出し対象となる者は、県内の里山里海湖の保全・再生活動を推進することを目的とした団体・個人とし、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 福井県内に在住するもの
- (2) 里山里海湖の保全活動や再生活動を現に実践しているもの
- (3) 研究所の活動に理解のあるもの

(貸出期間)

第5条 資機材の貸出しする期間は、原則として15日間を限度とする。

ただし、やむを得ない事情があると研究所長が認めた場合は、期間の延長をすることができる。

(費用負担)

第6条 資機材の貸出しは無料とする。

- 2 資機材の運搬及び稼働に要する一切の費用は、貸出しを受けようとするもの（以下「借受者」という）の負担とする。

(借受申込み)

第7条 借受者は、借受申込書（様式1）を、借り受ける10日前までに研究所長へ提出するものとする。

- 2 借受者は、借受を希望する日の属する月の3か月前の初日から申込みを行うことができる。

(貸出しの決定)

第8条 研究所長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、借受者に対し、条件を付して貸出許可書（様式2）を交付するものとする。

(許可の取消し)

第9条 研究所長は、次に掲げる場合には前条の決定を取り消すことができる。

- (1) 借受者が偽りその他不正行為により貸出しを受けた場合
- (2) この要綱に定める貸出対象に該当しなくなった、または該当しなくなるおそれがあると認められる場合
- (3) この要綱の規定に違反した場合

(資機材の使用及び管理)

第10条 借受者は、借受けた資機材の使用および保管、管理について、善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

(禁止事項)

第11条 借受者は、資機材の使用にあたり、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 資機材の譲渡、処分または転貸をしないこと。
- (2) 貸出許可証記載の利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 営利目的に使用しないこと。

(資機材の引渡し及び返却)

第12条 借受者は、決定通知に記された所定の事項に従い、資機材を借受けるとともに、使用期間内に返却しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により期間内の返却ができない場合は、事前に研究所長に承認を得るものとする。

(事故等の届出)

第13条 借受者は、事故が発生し、資機材を毀損または亡失、並びに第三者に損害を与えたときは、直ちに事故報告書（様式3）を研究所長に提出しなければならない。

(活動報告)

第14条 借受者は、活動の実施後30日以内に活動報告書(様式4)を研究所長に提出しなければならない。

なお、研究所長は、提出された活動報告の内容について、研究所のホームページで掲載するものとする。

(損害賠償等)

第15条 借受者は、故意または不適切と認められる使用方法により資機材を毀損し、または亡失した時は、研究所長の指示に従い、修理または原状に復さなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると研究所長が認めたときは、この限りではない。

2 借受者が資機材を運搬し、または使用するに当たり、借受者または第三者に損害を生じさせたときは、借受者がその損害の賠償の責めを負うものとする。

(貸出台帳の整理)

第16条 研究所長は、資機材の貸し出し状況を明確にするため、貸し出し台帳(様式5)を整備するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は研究所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。